

## 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」講習会 開催のご案内

主催 (公社) 愛知建築士会  
(公社) 愛知県建築士事務所協会  
後援 愛知県

愛知建築士会及び愛知県建築士事務所協会は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則」が平成25年3月29日に改正され、同年7月1日に施行されるのに伴い、条例及び施行規則に関する講習会を開催する事といたしました。

建築士の業務に必要な知識及び技能の向上を図るため、皆様には今回の講習会に参加頂きたいと考えています。ぜひお申し込みください。

- 開催日程 別記 開催日程表による。 受付は各回とも午後1時15分から
- 講師 愛知県建設部建築担当局住宅計画課職員及び事例紹介設計者
- 定員 各回100名(一部80名) 先着順受付。定員になり次第締め切ります。
- 受講料 士会会員・事務所協会会員 2,000円、 非会員 3,000円
- テキスト代 3,000円 テキストは別売ですので必要な方はお申込み下さい。  
(株)大成出版社 発行(書店販売価格は3,200円の予定です。)
- 参加申込方法  
下記参加申込書に記入の上、申込者が所属する団体(主催団体のいずれか)へFAXにて  
申し込んでください。(非会員の方はどちらでも可。)  
申込期限：平成25年6月10日まで ※受講料、テキスト代は当日お支払いください。
- 問合せ先 (公社) 愛知建築士会 TEL:052-261-1451  
(公社) 愛知県建築士事務所協会 TEL:052-263-0666
- CPD単位 2単位(予定)

(コピーしてお使いください)

## 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」講習会

愛知建築士会 FAX:052-261-0251  
愛知県建築士事務所協会 FAX:052-261-2200

申込者名	フリガナ	テキストの要否(いずれかを選択) 要 ・ 否
・連絡先住所 ・会社名又は 所属先	〒 _____	TEL( ) - FAX( ) - 携帯( )
希望会場	希望会場(第2希望まで記入) <input type="checkbox"/> 名古屋① ・ <input type="checkbox"/> 尾張 ・ <input type="checkbox"/> 西三河 ・ <input type="checkbox"/> 東三河 ・ <input type="checkbox"/> 名古屋②	
・所属団体等 いずれかに○を記入 してください。	・愛知建築士会会員(会員番号: ) 支部 ・事務所協会会員(会員番号: ) 支部 ・非会員	

番で受付いたしました。当日、参加券としてこのFAXをご持参下さい。

■ 開催日程、定員等

会場	日時	場所	定員
名古屋①	平成 25 年 6 月 19 日 (水) 13:40~16:10	昭和ビル 9F ホール 名古屋市中区栄 4-3-26	100人
名古屋②	平成 25 年 7 月 23 日 (火) 13:40~16:10	昭和ビル 9F ホール 名古屋市中区栄 4-3-26	100人
尾張	平成 25 年 7 月 3 日 (水) 13:40~16:10	尾張一宮駅前「iビル」 2F 大会議室 一宮市栄 3 丁目 1 番 2 号	80人
西三河	平成 25 年 7 月 12 日 (金) 13:40~16:10	刈谷市総合文化センター 1F アイリス小ホール 刈谷市若松町 2-104	100人
東三河	平成 25 年 7 月 16 日 (火) 13:40~16:10	豊橋商工会議所 3F ホール 豊橋市花田町字石塚 42-1	100人

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」講習会 プログラム

受付開始 13:15~

1 開 会

2 プログラム

時間	内 容	講 師
13:35	主催者挨拶	
13:40~13:50 (10分)	人街条例の概要説明 (ex. バリアフリー法との関係)	県職員
13:50~14:10 (20分)	人街条例施行規則改正の説明	県職員
14:10~15:10 (60分)	人街条例及び施行規則の逐条解説 (主に整備基準に関する部分)	県職員
15:10~15:20	休憩 (10分)	
15:20~16:00 (40分)	人街条例の措置及び高齢者への配慮が行われている 個別事例の紹介	設計者
16:00~16:10 (10分)	人街条例に関する情報提供 (ex. バリアフリー法に関する国の動向等)	県職員

3 閉 会

# あいちまちづくり シンポジウム

入場  
無料

歩いて暮らせる  
まちづくり

講演①

『コンパクトなまちづくりの考え方と方法』

名城大学教授 海道 清信 氏

講演②

『にぎわいを取り戻せ コンパクトシティの実現』 (木曜日)

(株)日本総合研究所 調査部 主席研究員

藻谷 浩介 氏

平成 25 年

6 / 6

PM1:30~PM4:45(開場 PM1:00)

中区役所ホール

(名古屋市営地下鉄「栄」駅下車徒歩2分)

主催/愛知「まちづくり月間」実行委員会

協賛/公益財団法人愛知県都市整備協会、愛知県住宅供給公社

問い合わせ先/愛知「まちづくり月間」実行委員会

(構成団体:国土交通省中部地方整備局、愛知県、名古屋市、独立行政法人都市再生機構中部支社)

事務局 愛知県建設部建築担当局住宅計画課(市街地整備グループ) TEL052-954-6569

# あいちまちづくり シンポジウム

平成 25 年 6 月 6 日 (木曜日)

PM1:30~PM4:45(開場 PM1:00)

## 中区役所ホール

(名古屋市営地下鉄「栄」駅下車徒歩2分)

近年、少子高齢化社会の到来や都市の空洞化による中心市街地の衰退などが社会問題となっています。今後、地域の工夫により生活の諸機能がコンパクトにまとまった暮らしやすいまちづくりを推進することが重要となってきています。また、コンパクトな街づくりの考え方は、低炭素社会の推進や東北の復興まちづくりなどでも重要なキーワードとなっています。

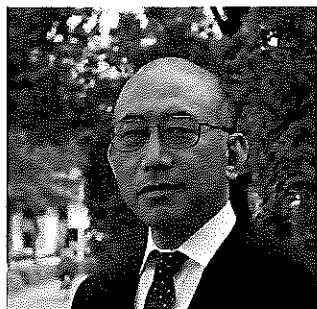
このような背景から、身近な場所で充実した生活を可能にし、高齢者も安心してやすらぎのある暮らしができるまちづくりに取り組むことを啓発するため、「歩いて暮らせるまちづくり」をテーマとし、まちづくりシンポジウムを開催いたします。



PM1:30 開会 (開場 PM1:00)

PM1:35~PM3:05 講演①『コンパクトなまちづくりの考え方と方法』

名城大学教授  
かいとう きよのぶ  
海道 清信 氏



◎略 歴 (現職まで)  
1948年 石川県金沢市生まれ  
1970年 京都大学工学部建築学科卒業  
1975年 京都大学大学院建築学専攻博士課程単位取得  
1975年 地域振興整備公団入社  
1995年 同公団退職  
1995年 名城大学都市情報学部都市情報学科助教授  
2002年 同学部教授、現在に至る  
2002年 4月より1年間、英国・オックスフォード・ブルックス大学OCSD客員研究員  
京都大学大学院工学研究科博士課程を修了後、地域振興整備公団に入団、地方都市におけるニュータウンや工業団地などの開発に従事する。20年間の公団勤務を経て、名城大学都市情報学部助教授に就任し、2002年4月より現職。2002年4月から1年間オックスフォード・ブルックス大学で、『コンパクトシティ』3部作の編著者である M.Jenks 教授の支援のもと英国の都市再生政策やいろいろな都市を研究。

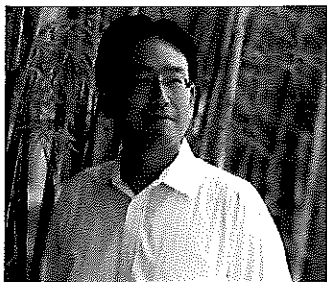
2001年に『コンパクトシティ持続可能な社会の都市像を求めて』、2007年に『コンパクトシティの計画とデザイン』を出版。専門は、都市計画、建築計画。近年は都市の形態論、特にコンパクトシティの考え方と政策と住民参加のまちづくりをテーマに研究。

◎主な著書  
『地域共生のまちづくり (共著)』  
(学芸出版社、1998年)  
『コンパクトシティ持続可能な社会の都市像を求めて』  
(学芸出版社、2001年)  
2002年・日本不動産学会著作賞  
『創造都市への展望—都市の文化政策とまちづくり』  
(共著、学芸出版社、2007年)  
『西山列三の住宅・都市論』  
(共著、日本経済評論社、2007年)  
『コンパクトシティの計画とデザイン』  
(学芸出版社、2007年)  
2009年・国際交通安全学会著作賞

PM3:05~PM3:15 休憩 (10分間)

PM3:15~PM4:45 講演②『にぎわいを取り戻せ コンパクトシティの実現』

(株)日本総合研究所  
調査部 主席研究員  
もたに こうすけ  
藻谷 浩介 氏




◎略 歴 (現職まで)  
1964年 山口県周南市(旧徳山市)生まれ  
1988年 東京大学法学部私法コース卒業  
1988年 日本開発銀行(現日本政策投資銀行)入行  
1994年 米国 NY 市 コロンビア大学経営大学院卒業  
(経営学修士 (MBA))  
1994年 (財)日本経済研究所調査局 研究員  
1999年 日本政策投資銀行 地域企画部 調査役  
2002年 NPO 法人 ComPus  
地域経営支援ネットワーク理事  
2006年 NPO 法人 ComPus  
地域経営支援ネットワーク理事長 (現職)  
2007年 日本政策投資銀行 地域振興部 参事役  
2009年 DBJツカガール(株)アドバイザー  
兼 IE Singapore (ツカガール政府国際企業庁) パートナ  
2010年 (株)日本政策投資銀行 地域企画部 参事役  
2012年 (株)日本政策投資銀行 特任顧問 (非常勤・現職)  
2012年 (株)日本総合研究所 調査部 主席研究員

平成合併前 3,200 市町村の 99.9%、海外 59ヶ国をほぼ私費で訪問し、地域特性を多面的に把握。東大法学部卒業、日本開発銀行入行、米国コロンビア大学留学、日本経済研究所出向などを経ながら、2000年頃より地域振興の各分野で精力的に研究・著作・講演を行う。2012年より現職。公職やテレビ出演多数。近著「デフレの正体」(角川書店)はベストセラーとなった。

◎主な著書  
『海外の中心市街地活性化』  
(編著、日本貿易振興会、2000年)  
『自立する地域』(一部執筆分担、ぎょうせい、2000年)  
『中心市街地活性化のポイント』  
(編著、ぎょうせい、2001年)  
『実測!ニッポンの地域力』(日本経済新聞出版 2007年)  
『デフレの正体』(角川書店、2010年)  
『藻谷浩介さん、経済成長がなければ僕たちは幸せになれないのでしょうか?』(共著、学芸出版社、2012年)

PM4:45 閉会



第30回  
住まいのリフォーム  
コンクール  
— 応募要項 —

締切  
▼  
平成25年  
6月28日(金)

政府の「新成長戦略」において「中古住宅・リフォーム市場の倍増」が示され、国土交通省ではその実現に向け今後講ずべき施策について「中古住宅・リフォームトータルプラン」を策定しています。ストック型の住宅市場への転換を図るため、住宅リフォームの適切な実施がますます重要になっています。こうした中、「住まいのリフォームコンクール」は、今年30回の節目を迎えることになりました。今年も全国各地からの沢山の住宅リフォーム事例のご応募をお待ちしています。

主催：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

後援：国土交通省／独立行政法人住宅金融支援機構／独立行政法人都市再生機構／  
一般社団法人住宅リフォーム推進協議会

協賛：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構／一般財団法人高齢者住宅財団／財団法人住宅保証機構／  
一般財団法人ベターリビング／公益財団法人マンション管理センター／  
公益社団法人インテリア産業協会／一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会／  
公益社団法人日本建築家協会／公益社団法人日本建築士会連合会／  
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会／一般社団法人日本増改築産業協会／  
一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会／一般社団法人日本木造住宅産業協会／  
一般社団法人不動産協会／社団法人プレハブ建築協会／一般社団法人マンションリフォーム推進協議会／  
一般社団法人リビングアメニティ協会／全国建設労働組合総連合／日本室内装飾事業協同組合連合会

## 提出書類

作品ごとに次の①②③をまとめ、事務局まで郵送してください。

- ①「応募用紙」(写真、図面を貼付し、所定の事項を記入したもの) <A 3判 1枚>  
・補足がある場合…補足資料<1作品につきA 4判 1枚> 【応募用紙の作成方法参照】  
(図や技術資料の補足、リフォームプロセスの説明等にお使いください)
- ②「応募登録書」(所定の事項を記入したもの) <A 3判>
- ③「審査手数料の郵便振替払込請求書兼受領証(写)貼付用紙」 <A 4判>

※複数の作品に応募し、手数料をまとめて振り込む場合は、③の貼付用紙は1枚で結構です。

【送付先住所：〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル3階 TEL：03-3261-4567】

## スケジュール

5月10日(金)	募集開始(応募用紙等のダウンロード開始)
6月28日(金)	募集締切(必着)
7月上旬～7月下旬	書類審査
7月下旬～8月中旬	現地審査
9月中旬	審査結果発表
10月中旬	国土交通大臣賞の表彰(住生活月間中央イベントにて)
10月下旬	入賞者表彰式・発表会

## 審査方法

・審査は、下記の順序で行います。

### 【書類審査】

提出された書類[応募用紙・応募登録書]により審査し、入賞候補作品を決定します(入賞とは、特別賞および優秀賞の範囲に入ることを行います)。

### 【現地審査】

特別賞候補作品については、審査委員が現地を直接訪問し、当該住宅の調査と応募者や居住者へのヒアリング等による確認を行った上で、受賞作品を決定します。

・所定の「応募用紙」「応募登録書」を使用していないもの、「応募用紙の作成方法」に従っていないもの、また、審査手数料の振込が確認できないものは、審査の対象となりません。

### ■ 審査基準

1. 本コンクールの目的にふさわしいもの
2. 今後のリフォームのあり方を提案しているもの
3. 工事費と工事内容が適切であるもの
4. 新しい発想・工夫が盛り込まれているもの
5. 周辺環境との調和が図られているもの
6. 意匠的にまとまりがあるもの
7. 建築基準法などの関係法令に適合しているもの

## 審査委員(敬称略)

委員長	上杉 啓	東洋大学 名誉教授
主査	真鍋 恒博	東京理科大学工学部建築学科 教授
委員	伊藤 明子	国土交通省住宅局住宅生産課 課長
委員	廣岡 隆	(独)住宅金融支援機構 CS推進部住宅技術情報室長
委員	安達 功	日経BP社 建設局プロデューサー
委員	安孫子 義彦	(株)ジエス 代表取締役
委員	岡田 仲史	(株)エーアール・アセットマネジメント 執行役員
委員	河合 春樹	アルコット建築設計事務所 主宰
委員	多羅尾 直子	(有)タラオ・ヒイロ・アーキテクトツーン級建築士事務所 代表
委員	ヨシタミチコ	(株)カラススペース・ワム 代表取締役
委員	神田 重信	(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 専務理事

## 賞

### 特別賞(4賞)

- ・国土交通大臣賞 ..... (1点) 賞状・記念品
- ・独立行政法人 住宅金融支援機構理事長賞 ..... (1点) 賞状・記念品
- ・公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター理事長賞 ..... (1点) 賞状・記念品
- ・一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会会長賞 ..... (1点) 賞状・記念品

優秀賞 ..... (30点程度) 賞状

また、入賞者(設計担当者または施工担当者として応募登録書に記載されている方)で、増改築相談員またはマンションリフォームマネジャーの資格をお持ちの方を併せて表彰します。

- ・増改築相談員奨励賞 ..... (数点) 賞状
- ・マンションリフォームマネジャー奨励賞 ..... (数点) 賞状

## 審査結果及び表彰式等

- (1) 審査結果は、平成25年9月中旬に入賞者に文書で通知するほか、入賞一覧を当財団のホームページに掲載します。なお、入賞者以外には文書による通知はいたしません。
- (2) 国土交通大臣賞受賞者は10月中旬に開催予定の住生活月間中央イベントにおいて表彰されます。
- (3) 入賞者の表彰式と、特別賞受賞者による作品発表会を、10月下旬に行います。

## 応募作品の取り扱い

- (1) 提出された資料は理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 応募作品は、本コンクールの目的にのみ使用いたします。また、入賞作品については、当財団が新聞、雑誌、ホームページ等を通じて公表することができるものとします。なお、記載された氏名などの応募者に係る個人情報は、当財団個人情報保護方針(ホームページにて公開)に基づき、適切に管理いたします。
- (3) 入賞作品は、設計・施工の会社名・担当者名を付して、平成25年10月開催予定の「住生活月間中央イベント」の会場で展示するほか、各地で開催される住宅フェア、展示会、ホームページ、入賞作品集等で一般公開する予定です。
- (4) 入賞作品については、展示パネルの作成および入賞作品集の発刊等のため、写真データ等の提出(無償)をお願いすることがありますので予めご了承ください。また、写真データ等の使用については、撮影者の同意を得ておいていただき、写真使用時に撮影者名の明記(クレジット)が必要な場合は、応募用紙にクレジットを記入の上、応募してください。

## 事務局

### 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 「住まいのリフォームコンクール」係

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル3階  
tel : 03-3261-4567 fax : 03-3261-9357  
ホームページ <http://www.chord.or.jp>  
e-mail [reform@chord.or.jp](mailto:reform@chord.or.jp)

「第30回住まいのリフォームコンクール 入賞作品集」〈A4版〉(予定価格:1,000円(消費税込))

(平成25年11月発行予定)

- ・応募者には希望により入賞作品集を無料で配布します。切手290円分を貼った封筒(角2サイズ)に送付先を記入し、応募時に作品と一緒に同封してください。ただし、応募者1名につき1冊とさせていただきます。

第20回~第29回の入賞作品については、当財団が住宅リフォーム情報を掲載しているホームページで公開しています。

## 目 的

本コンクールは、全国各地で施工された住宅リフォームの事例を募り、住まいとして優秀な事例について建築主(施主)・設計者・施工者を表彰し、これを消費者や事業者に広く紹介することにより、住宅リフォームの促進とその水準の向上を図ることを目的としています。

## 応募条件

### (1) 応募者の要件

応募者は、応募作品の住宅の建築主(施主)、設計者又は施工者とします。

- ・ 建築主が応募する場合は、必ず設計者及び施工者に応募する旨を伝え、応募登録書に社名・担当者名等を記入してください。
- ・ 設計者又は施工者が応募する場合は、必ず建築主の同意を得たうえで、応募登録書に建築主名を記入してください。

### (2) 応募対象

平成23年7月から平成25年6月の応募締切までの間に、リフォーム工事が完了した住宅(国内にあるもの)で、下記の条件を満たすものを対象とします。

- ・ ここで言う「リフォーム」とは、増築、改築、模様替え、修繕等をいいます。
- ・ リフォーム後に住宅(マンションの共用部分を含む)であるものに限りません。
- ・ 住宅の構造、建方形式は問いません。
- ・ 建築基準法等関係法令の各種規定を遵守している住宅を対象とします。

### (3) その他

応募対象となるリフォーム工事の中でも、工事金額が少ない小規模なリフォーム工事やマンション共用部分の大規模修繕工事など、また、リフォームプロセスにおける課題の解決方法に着目した事例など幅広く募集します。北海道から沖縄まで全国各地からの応募をお待ちしています。

## 応募方法と審査手数料

### (1) 応募作品の作成

1つの住宅につき、1作品を応募してください。同一住宅にて複数作品の応募はできません。

また、応募作品1つにつき、応募用紙及び応募登録書を各1枚使用してください。

### (2) 応募用紙・応募登録書の入手方法

下記の方法で入手してください。

当財団ホームページ (<http://www.chord.or.jp>) 内にある「住まいのリフォームコンクール」ページから、所定様式(応募用紙・応募登録書・審査手数料の郵便振替払込請求書兼受領証(写)貼付用紙等)をダウンロードしてください。(無料)

### (3) 審査手数料

審査手数料は、1応募作品につき2,000円(消費税込)です。応募前に、下記の郵便振替口座(振込先)にお振り込みください。なお、一旦収納した審査手数料は、原則、返還いたしません。

また、振り込みの際は「通信欄」に「リフォームコンクール審査手数料」と明記してください。

応募作品が複数ある場合は、審査手数料をまとめてお振り込みいただいても構いませんが、その場合は、必ず「通信欄」に「リフォームコンクール審査手数料〇件分」と応募数を明記してください。

## 振込先

郵便振替口座番号:

**00130-8-82701**

加入者名:公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

※振込手数料は各自ご負担願います。

## 応募に関するQ&A

**Q01** 1つの住宅で、リビングと浴室を別の時期にリフォームした場合、また、別の事業者が工事をした場合は、1つの住宅について複数の応募はできますか?

**A01** 原則として1つの住宅につき複数作品の応募はできません。ただし、リフォームの時期が異なる場合や、別の事業者に工事を発注した場合など、別のリフォーム工事であると明らかに判断されるものについては、それぞれ作品の応募が可能です。

**Q02** 作品に使用したい写真が多く、1つの応募用紙では小さな表示になるため、応募用紙を2枚使用することはできますか?

**A02** いいえ、できません。応募作品は、必ず応募用紙1枚にまとめてください。

※これ以外のQ&Aは、当財団ホームページ (<http://www.chord.or.jp>) の「住まいのリフォームコンクール」ページで随時公開します。



鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・耐震改修の推進のために！

# 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会」開催のご案内

主催：一般財団法人日本建築防災協会

## ■耐震改修促進法の改正、耐震診断の義務化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正により、全ての建築物の耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務の創設、一定の建築物の耐震診断の義務化及び耐震診断結果の公表が審議されています。

## ■建築物の耐震診断・耐震改修の実施が喫緊の課題です。

我が国では多くの被害地震が発生し、多数の人命や建築物が被害を受けています。今後も、南海トラフ巨大地震や東海・東南海・南海地震等大地震発生の逼迫性が指摘されるとともに、首都圏など何時何処で起こるかわからない直下型地震の発生も危惧されています。建築物の耐震診断、耐震改修の実施が喫緊の課題となっています。

国をはじめ地方公共団体でも建築物の耐震診断・耐震改修の推進について積極的な取り組みがなされています。また、建築物の所有者等の耐震意識も向上し、耐震診断・耐震改修のニーズは増大しています。

本会では、「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」を発行しておりますが、耐震診断、耐震改修推進のため、本書をテキストに下記により講習会を開催いたします。

## ■建築技術者、営繕・施設担当者、建築行政担当者の皆様には是非受講して下さい。

建築技術者、営繕・施設担当者、建築行政担当者をはじめ建築物の設計・施工・工事監理・維持保全業務に携わる皆様には、是非この機会に受講され、耐震診断並びに耐震改修に係る最新の技術を習得され、今後の業務にご活用ください。

■受講修了証の交付 本講習2日間受講者には、講習を受講したことを証する受講修了証を交付します。

## ■耐震診断・耐震改修技術者証（カード式）の発行

本講習会を受講修了し、耐震診断・耐震改修業務を行う構造設計1級建築士、1級建築士、2級建築士の方で希望される方に、携帯用の耐震診断・耐震改修技術者証（カード式）を発行いたします。この申込書は講習会当日配布いたしますので、ご希望の場合は、講習後にお申し込みください。

■本講習は、建築CPD情報提供制度認定講座（10単位予定）です。「建築CPD」（（公財）建築技術教育普及センター）または「建築士会CPD」（（公社）日本建築士会連合会）に参加されている建築士の方には、自動的にこのCPD単位が付与されますので、お申し込みの際に、氏名・フリガナ、建築士番号を正確に入力または記入してください。

■本講習は（一社）日本建築構造技術者協会のJSCA建築構造士登録更新のための評価点対象講習会（予定）です。詳細はJSCAのHP（構造士ニュース <http://www.jsca.or.jp/>）を参照して下さい。

## 記

### 1. 開催地・期日・会場・定員

開催地	期 日	会 場	定 員
札幌	平成25年7月11日（木）～12日（金）	北海道自治労会館 5階大ホール 札幌市北区北6条西7-5-3	150人
仙台	平成25年7月18日（木）～19日（金）	パレスへいあん 3階グレース 仙台市青葉区本町1-2-2	150人
大阪	平成25年7月25日（木）～26日（金）	大阪国際交流センター 大会議室さくら東・西 大阪市天王寺区上本町8-2-6	250人
東京	平成25年7月29日（月）～30日（火）	JA共済ビル カンファレンスホール 千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル 1F	250人
名古屋	平成25年8月22日（木）～23日（金）	名古屋商工会議所 大会議室 名古屋市中区栄2-10-19	200人
福岡	平成25年9月 4日（水）～ 5日（木）	九州ビル 5階ホール 福岡市博多区博多駅南1-8-31	150人
広島	平成25年9月10日（火）～11日（水）	広島商工会議所 101号室 広島市中区基町5-44	150人
高松	平成25年9月17日（火）～18日（水）	かがわ国際会議場 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー	150人
那覇	平成25年9月26日（木）～27日（金）	沖縄県青年会館 大ホール 那覇市久米2丁目15-23	150人
金沢	平成25年9月30日（月） ～10月 1日（火）	石川県地場産業振興センターコンベンションホール 金沢市鞍月2-1	150人
新潟	平成25年10月 7日（月）～ 8日（火）	朱鷺メッセ 中会議室 新潟市中央区万代島6-1	150人

（注）駐車場は用意しておりませんので、車でのご来場はご遠慮下さい。

## 2. 受講料（テキスト代別。消費税込み） 21,000円

## 3. テキスト及びテキスト代

「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」

（平成22年9月1日 改訂版7刷 一般財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）

テキスト代14,000円（消費税含む。）

※日本建築防災協会の情報交流制度申込者はテキスト代が12,600円（消費税込み）となりますので、申し込みの際に情報交流番号を記載して下さい。

※情報交流Bコース申込者は、申込者ご本人が受講する場合に限り、テキスト代が割引となります。

情報交流制度とは、建築防災に関する情報提供を図るため、月刊「建築防災」の送付を主な目的とした制度です。この制度の内容については <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/jyohokouryu/index.html> をご覧ください。

## 4. プログラム（予定）（講師等の都合により一部変更となる場合があります。）

### ＜第1日目＞

- (1) 開会挨拶(10:20~10:30)
- (2) 耐震診断基準・耐震改修設計指針の考え方と要点(10:30~12:00)
- (3) 耐震診断基準の解説(13:00~16:00)

### ＜第2日目＞

- (4) 耐震改修設計指針の解説(10:00~12:00)
- (5) 例題演習(13:00~16:00)
- (6) 受講修了証交付(16:00~)

講師予定（以下の講師予定者により会場を分担します。）

岡田 恒男	東京大学名誉教授	村上 雅也	千葉大学名誉教授
久保 哲夫	東京大学名誉教授	壁谷澤寿海	東京大学地震研究所教授
市之瀬敏勝	名古屋大学工学部建築デザイン工学科教授	太田 勤	(株)堀江建築工学研究所取締役所長
勝俣 英雄	(株)大林組技術研究所副所長	加藤 大介	新潟大学大学院自然科学研究科教授
田尻清太郎	(独)建築研究所構造研究グループ主任研究員	畑中 重光	三重大学工学研究科教授
田子 茂	(株)堀江建築工学研究所取締役部長	塚越 英夫	清水建設(株)技術研究所上席研究員
増田 安彦	(株)大林組技術研究所主任技師		

## 5. 受講申し込み方法

(1) インターネットによるお申し込みと、(2) 郵送によるお申し込みがあります。インターネットによるお申し込みの場合は振り込み手数料等がかかりません。郵送によるお申し込みの場合は振り込み手数料をご負担下さい。

できるだけインターネットによるお申し込みにご協力下さいますようお願いいたします。

インターネット又は郵送による申し込み方法のそれぞれの詳細は、以下の「8. 申し込み方法の詳細」に記載しておりますのでご参照ください。

### （ご注意）

- ・インターネットによるお申し込みをされた場合、「8. (2) 郵送によるお申し込み」に記載の「銀行振込口座」へのお振込はできません。必ず、インターネットによるお申し込み指定の手続きに従って受講料（テキスト代含む。）をお支払い下さい。
- ・お支払いいただいた受講料は、当方の都合により受講をお断りする場合を除いて返金いたしません。
- ・テキストを希望して当日欠席された方には後日テキストを送付いたします。

## 6. 申込締め切り期日

各会場開催 1週間前。ただし、締め切り期日前でも定員に達した場合締め切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい。

## 7. 申込先・問合せ先

一般財団法人日本建築防災協会 RC講習会係

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル3F (Tel. 03-5512-6451 FAX. 03-5512-6455)

### 後援（予定）

国土交通省、日本建築行政会議、(一社)日本建築学会、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(一社)日本建築構造技術者協会、(一社)日本建設業連合会、(公社)ロングライフビル推進協会、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会、建築物防災推進協議会

開催地：都道府県、建築士会、建築士事務所協会、建築防災関係地域法人

## 8. 申込み方法の詳細（できるだけ（1）インターネットによるお申し込みにご協力をお願いします。）

### （1）インターネットによるお申し込み（振込手数料等はかかりません。）

下記へアクセスし、画面の案内に従ってお進みください。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/workshop/index.html>

#### 【申込段階】

##### ① 会場選択（参加申込フォーム画面）

ご希望の講習会の会場の **申込** ボタンを押して下さい

##### ② 受講者情報入力（参加申込フォーム画面）

必要事項を入力後、支払方法を確認し、一番下の **確認画面へ** ボタンを押して下さい

##### ③ 受講者情報確認（参加申込フォーム画面）

内容確認後、画面を印刷のうえ、一番下の **申込** ボタンを押して下さい。これで仮受付が終了します。次に **お支払い方法選択ページへ進む** ボタンを押して支払い方法の選択へ進んでください。

#### 【支払い方法の選択】

##### ④ お支払い方法の選択（三菱 UFJ ファクター画面）

以下の何れかのお支払い方法を選択し、**次へ** ボタンを押して下さい

##### 銀行支払の場合（※ペイジー対応のみ）

- 銀行 ATM（ペイジー対応 ATM）
- ゆうちょ銀行 ATM（ペイジー対応 ATM）
- インターネットバンキング（ペイジー取扱）

##### コンビニ支払の場合

- セブンイレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- セイコーマート
- サークルKサンクス
- ミニストップ

##### ⑤ お支払い方法の確認（三菱 UFJ ファクター画面）

内容を確認の上、**お支払方法を確定する** ボタンを押して下さい。  
すぐにお客様のメールアドレスへ「**お支払い方法確定**」を電子メールにて送信いたします。次に選択した方法にてお支払いください。

#### 【支払い】

##### ⑥ 銀行又はコンビニで代金をお支払い下さい。

##### ○ 銀行・ゆうちょ銀行支払の場合

ペイジーに対応している銀行 ATM 機にて、お客様番号等を入力すれば指定金額が画面に表示されますので、手続きに従って振り込み下さい。

##### ○ インターネットバンキングの場合（ペイジー取扱）

インターネットの口座のある方のみお支払いが出来ます。

##### ○ コンビニ支払の場合

選択したコンビニの窓口等でのみ、お支払いができます。

#### 【手続き完了】

##### ⑦ 受講票の発行（手続き完了報告）

期日までに入金を確認された方に、「**受講票**」を電子メールにて送信いたしますので、印刷して、当日ご持参ください。

※1 インターネットからお申込みいただく場合は、次頁の申込書のご送付は必要ありません。

※2 申し込み、支払方法のご選択をされても、受講料のお支払いが無い場合は、受講できません。

※3 お預かりした個人情報は、本講習会の受付、運営及び本会のサービスに関する情報提供のために使用するのと同時に、個人情報保護法に基づき、適正に管理致します。申込受付等の一部の業務を外部に委託することがありますが、委託先につきましては、適切な事業者を選定し、秘密保持、安全管理等についての契約を締結して、適切な監督を行います。

※4 ATM でお支払いいただく時間帯によっては、「時間外手数料」をご負担いただくことがございますので、ご承知おきください。

このインターネットによるお申し込みについてのお問い合わせは以下へお願いします。

TEL. 042-628-9560（サンパートナーズ（株）講習会係）

(2) 郵送によるお申し込み (振込手数料はご負担下さい。)

以下の受講申込書 (1名につき1枚。コピー可) に記入し、①事前に受講料等を下記の銀行振込口座へ振込みした受領証のコピーを申込書所定の貼付欄に貼付し、②前記「7. 申込先・問合せ先」宛郵送してください。FAXにて、受講票及び会場案内図を送付いたします。

(銀行の受領証をもって領収証に代えさせていただきます。)

・銀行振込口座

三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店 普通 2590306

ザイ) ニホンケンチクボウサキョウカイ

一般財団法人日本建築防災協会

キリトリ

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会」

受講申込書 (郵送によるお申し込み用)

※ インターネットによるお申し込みの場合は、この受講申込書は必要ありません。

※ 受講された建築士等の方で、CPD制度に参加されている方は、自動的に本講習会のCPD単位が付与されますので、建築士番号をご記入ください。

フリガナ	受講希望会場に○印を付けてください。		
受講者氏名	札幌会場	仙台会場	大阪会場
連絡先 自宅・勤務先 (何れかに○印を付けてください)	東京会場	名古屋会場	福岡会場
	東京会場	高松会場	那覇会場
	金沢会場	新潟会場	
住所	〒 ー ー 都・道 府・県		
勤務先名		勤務先部課名	
電話番号	ー ー	FAX番号 (必ず記入してください)	ー ー
受講料及び テキスト代	受講料		¥21,000円
	テキスト代 (1か2の いずれかに ○印、1の場 合は①か② のいずれか に○)	1. 購入する ①一般受講者	¥14,000円
		②日本建築防災協会・情報交流制度申込者 (情報交流番号 )	¥12,600円
	2. 購入しない (当日持参する)		
合 計			円
●建築士番号	1級	第	号
	2級 ( )都道府県( )	第	号

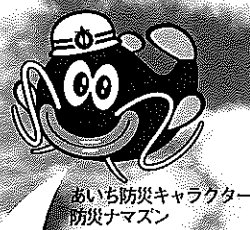
銀行の振込受領証のコピー貼付欄

(剥離しないように、しっかりと貼付してください。)

お預かりした個人情報は、本講習会の受付、運営及び本会のサービスに関する情報提供のために使用するとともに、個人情報保護法に基づき、適正に管理致します。申込受付等の一部の業務を外部に委託することがありますが、委託先につきましては、適切な事業者を選定し、秘密保持、安全管理等についての契約を締結して、適切な監督を行います。

平成 25 年度 防災人材育成研修

# 防災・減災カレッジ



あいち防災キャラクター  
防災ナマスン

～地域協働による  
“ひと・まち・みらい”  
の創造～

みんなで学んで  
災害に備えよう!

主催：あいち防災協働社会推進協議会

共催：愛知県、名古屋市、国立大学法人名古屋大学、愛知県商工会議所連合会、一般社団法人中部経済連合会、  
防災のための愛知県ボランティア連絡会、なごや災害ボランティア連絡会

この地域では、東海地震、東南海地震、南海地震等の南海トラフの巨大地震発生が危惧されることから、来るべき超広域大規模災害への備えを確かなものにしていくため、平成24年度に行政、事業者団体、地域団体、ボランティア団体等で構成するあいち防災協働社会推進協議会において、名古屋大学、防災のための愛知県ボランティア連絡会及びなごや災害ボランティア連絡会と連携し、「防災・減災カレッジ」を開設し、防災人材の育成を始めました。

平成24年度はモデル実施でありましたが、平成25年度から本格的に実施するものです。

募集期間  
6月3日～7月1日

【開催時期】平成 25 年 7 月 27 日(土)～8月24日(土)

【会 場】名古屋大学、西三河県民事務所、名古屋栄ビルディング、名古屋商工会議所

【受講料】防災基礎研修1日+各コース2日間：3,000円（但し、企業防災コースのみ 7,000円）

※複数のコースを受講できますが、受講料の割引はいたしません。

※カリキュラムの日程上、地域防災コース、又は防災VCoコースを受講される方は、本年度は市民防災コースを受講できません。来年度以降の受講をご検討ください。

※他に選択講座が複数あります。（受講料は別に必要です。）詳しくは裏面をご覧ください。

【申込みから受講開始まで】

- ① 裏面申込み用紙と同じ内容を明記の上、Eメール(college@rsy-nagoya.com)でお申込みいただくか、お申込み用紙に記入の上、FAX(052-253-7552)でお申し込み下さい。先着順に受けさせていただきます。但し、防災行政コースと企業BCP講座聴講には、それぞれ優先受けが設定されています。（裏面：注1）参照
- ② 受講が確定しましたら、メール又はFAXで振込方法、振込期限等のご案内を差し上げます。定員に達した場合には、お断りさせていただきますので、ご了承ください。
- ③ テキストは防災基礎研修当日に会場でお渡しいたします。

【資格認証】

- ① 防災・減災カレッジ防災リーダー証  
「防災基礎研修」+「地域防災コース」+「啓発指導講座」の修了者
- ② 防災・減災カレッジ防災ボランティアコーディネーター証  
「防災基礎研修」+「防災VCoコース」の修了者
- ③ 防災・減災カレッジまちづくりアドバイザー証  
「防災基礎研修」+「地域防災コース」の修了者

【防災士資格取得試験の受験資格】

（防災基礎研修）+（市民防災コース）+（「企業防災コース」～「防災VCoコース」のいずれか1コース）の修了者は、防災士教本に基づく学習及びレポート提出により、防災士資格取得試験の受験資格が得られます。（別途、試験受験料、教本代及び認証登録料が必要です。）

※認証登録には普通救命講習の修了証が必要です。（修了されていない方は、救命救急講座をご受講ください。）

※平成24年度開催の防災・減災カレッジで受講したコースと本年度受講コースを合わせて上記内容を満たしていれば防災士資格取得試験を受けることができます。

※平成25年10月に防災士資格取得試験の実施を予定しております。詳細については別にお知らせいたします。

以下の通り防災・減災カレッジへ申し込みます。

ふりがな			性別	男 ・ 女	年代 (○で囲む)	～29・30～39・40～49
お名前						50～59・60～69・70～
E-mail 又は FAX	@		防災・減災カレッジ以外の防災に関するお知らせ(メールのみ) □受け取らない(必要の無い方はチェックを入れてください。)			
ご住所	( )	〒	—	電話 番号	( )	—
職業	会社員・自営業・公務員・学生・主婦・無職			所属団体名(会社員及び公務員は必須)		
参加動機	職業上必要 ・ 地域防災活動に役立てるため ・ 知識習得のため その他( )					
	↓申込みコースの金額を○で囲む			↓下線部分のいずれかを○で囲む		
コース (防災基礎研修 を含め3日間の コースです)	¥3,000	市民防災コース(防災基礎研修は <u>名古屋</u> ・ <u>三河</u> 会場で受けます)				
	¥7,000	企業防災コース(防災基礎研修は <u>名古屋</u> ・ <u>三河</u> 会場で受けます)				
	¥3,000	防災行政コース(防災基礎研修は <u>名古屋</u> ・ <u>三河</u> 会場で受けます) 注1) 行政職員優先(6月14日(金)まで)				
	¥3,000	地域防災コース(防災基礎研修は <u>名古屋</u> ・ <u>三河</u> 会場で受けます)				
	¥3,000	防災VCoコース(防災基礎研修は <u>名古屋</u> ・ <u>三河</u> 会場で受けます)				
防災基礎研修 のみ	¥1,000	防災基礎研修 <u>名古屋会場</u> ・7月27日(土)のみ			両日参加も可(講師、テキスト等が異なるため、 2,000円となります。)	
	¥1,000	防災基礎研修 <u>三河会場</u> ・7月29日(月)のみ				
選択講座 (コース又は 防災基礎研修を 受講のこと)	¥1,300	啓発指導講座 ( <u>8月17日(土)</u> ・ <u>8月23日(金)</u> )				
	¥1,000	メディア講座・8月17日(土)				
	¥4,000	企業BCP講座・8月23日(金)( <u>午前</u> ・ <u>午後</u> ) 企業防災コース受講者のみ選択可				
	¥1,000	企業BCP講座 聴講 <u>8月23日(金)</u> ( <u>午前</u> ・ <u>午後</u> ) 注1) 企業防災コース受講者優先 (6月14日(金)まで)				
	無料	救命救急講座・(8月17日(土) <u>午前</u> ・ <u>午後</u> 8月23日(金) <u>午前</u> ・ <u>午後</u> ) 名古屋市より普通救命講習修了証を交付				
合計	¥					
防災人材 大交流会	参加する(会費3,000円程度) ・ 参加しない 7月27日の防災基礎研修名古屋会場終了後に開催する交流会(任意)の参加希望をお知らせください。 会費は、当日現金で集めさせていただきます。					

注1) 防災行政コース、企業BCP講座聴講には、それぞれ優先受付が設定されていますが、優先受付期間は6月14日(金)までで、6月15日以降はすべて先着順になります。

※申込みいただいた個人情報は責任を持って管理し、目的外の使用は致しません。

※本事業は、あいちモリコロ基金から助成をうけております。

※本事業は、あいち防災協働社会推進協議会が特定非営利活動法人レスキューストックヤードに委託して行っております。

(問い合わせ先 メール: college@rsy-nagoya.com TEL: 052-253-7550)

※主催・共催団体からの講師の方々は、無償(講師謝金なし)でご協力いただいております。

# 1日目

9:15~17:00  
7/27(土) 500名

名古屋大学  
豊田講堂

開校式	あいさつ・オリエンテーション
1限	防災概論 名古屋大学 防災連携センター長・教授 福和 伸夫
2限	自然災害概論 名古屋大学大学院 環境学研究科教授 山岡 耕馨
3限	防災ボランティア概論 特定非営利活動法人レスキューストロークセンター代表理事 栗田 暢之
4限	防災行政概論 愛知県 防災防犯総務課課長 宇佐見 比呂志
5限	企業防災概論 特定非営利活動法人 危機管理の推進機構 理事・事務局長 細坪 脛二

9:15~17:00  
7/29(月) 200名

三河会場 西三河県民事務所  
大会議室

開校式	あいさつ・オリエンテーション
1限	防災概論 名古屋大学 防災連携センター 特別研究員助教 武村 雅之
2限	自然災害概論 名古屋大学大学院 環境学研究科教授 山中 佳子
3限	防災ボランティア概論 東海ボランティア・コミュニケーションセンター代表 高崎 賢一
4限	防災行政概論 愛知県 防災防犯総務課課長 勝股 卓生
5限	企業防災概論 東海経済大学大学院 工学研究科准教授 増田 幸宏

# 2日目

9:30~17:00  
8/3(土) 100名

名古屋大学 豊橋総合館 レクチャーホール

1限	自然災害の歴史、災害事例に学ぶ地震のしくみと被害	鷲谷 威
2限	地震と火山	鈴木 康弘
3限	地形と活断層	野田 利弘
4限	地震動と液状化	水谷 法美
5限	津波と高潮	田代 喬
6限	水害と避難	

9:30~17:00  
8/2(金) 100名

名古屋大学 豊橋総合館 レクチャーホール

1限	企業防災(実務) (実践①)	稲田 眞治
2限	リスクマネジメントと損害保険	竹井 直樹
3限	企業防災(実務) (実践②)	定立 弘樹 平山 和尊
4限	守るBCP、攻めるBCP	山田 厚志

9:30~17:00  
8/2(金) 70名

名古屋大学 豊橋総合館 レクチャーホール

1限	日本の防災行政の変遷	廣井 悠
2限	防災と対応力の強化(地震)	福永 英紀
3限	防災と対応力の強化(風水害)	藤兼 雅和
4限	自治体における危機管理	山田 秀照
5限	災害救助法	高井 長澄
6限	県警の活動状況	伊藤 直

9:30~17:00  
8/3(土) 75名

名古屋大学 ES館ホール・会議室

1限	地域防災力の向上	高崎 賢一
2限	災害時要援護者論	浦野 愛
3限	避難所運営	原田 亮男
4限	先進事例紹介 (自主防災組織等)	豊橋学区連絡協議会(名古屋市) 岡田 昌子 名古屋ユニシティ防災会(知多市) 折戸 区自主防災会(日進市)
5限	ワークショップ 「地域防災力を高めるためのアイデア出し」	高崎 賢一 浦野 愛

# 3日目

9:30~17:10  
8/24(土) 500名

名古屋大学 豊橋総合館 レクチャーホール

1限	住まいの安全と防災まちづくり	廣井 悠
2限	災害情報	飛田 潤
3限	建築物の耐震化	護 雅史
4限	心のケア	松本 真理子
5限	災害医療と看護	横内 光子
6限	防災教育論	川口 淳

9:30~17:10  
8/17(土) 500名

名古屋大学 豊橋総合館 レクチャーホール

1限	大規模災害時の電力需給を考える	都築 充雄
2限	ライフライン防災を考える	北野 哲司
3限	3.11に学ぶ、企業の事業継続について考える	曾根 好徳
4限	ワークショップ	上記、講師陣

9:30~17:10  
8/23(金) 500名

名古屋大学 豊橋総合館 レクチャーホール

1限	消防活動について	寺尾 信也
2限	減災まちづくりの展開	福田 篤史
3限	行政と地域の連携アイデア出し	吹上 康代
4限	ワークショップ	鷲見 修
5限	クロスロード(防災ゲーム)	

9:30~17:10  
8/17(土) 500名

名古屋大学 豊橋総合館 レクチャーホール

1限	HUG(建築所運営ゲーム) クロスロード(防災ゲーム)	早川 遼男
2限	災害図上訓練(DIG)演習	太田 賢代子

# 4日目

9:30~17:10  
8/23(金) 500名

名古屋大学 豊橋総合館 レクチャーホール

1限	先達事例紹介 (アリアリターナー養成)	南部 美智代
2限	高専校における防災教育の実践事例	水谷 香織
3限	室内の地震対策	外山 恵子
4限	身近なものでできる応急手当等	鈴木 啓之
5限	ワークショップ	早川 遼男

9:30~17:10  
8/23(金) 500名

名古屋大学 豊橋総合館 講義室 3

1限	災害取材の基本	根本 邦彦
2限	災害報道でよくある失敗	中村 慎一郎
3限	現役新聞記者の経験から	武屋 信介
4限	テレビデスクの経験から	五十嵐 信裕
5限	番組制作の経験から	上記、講師陣

9:30~17:10  
8/17(土) 30名

名古屋大学 ES館ホール・会議室

1回目	救命救急講座	伊藤 哲夫
2回目	救命救急講座	中村 天志

9:30~17:10  
8/23(金) 20名

名古屋大学 豊橋総合館 講義室 2

1回目	BC(事業継続) 図上訓練	近藤 寿史
2回目	BC(事業継続) 図上訓練	北村 礼同

低炭素建築物の認定制度に関する情報は下記ウェブサイトを参照してください。

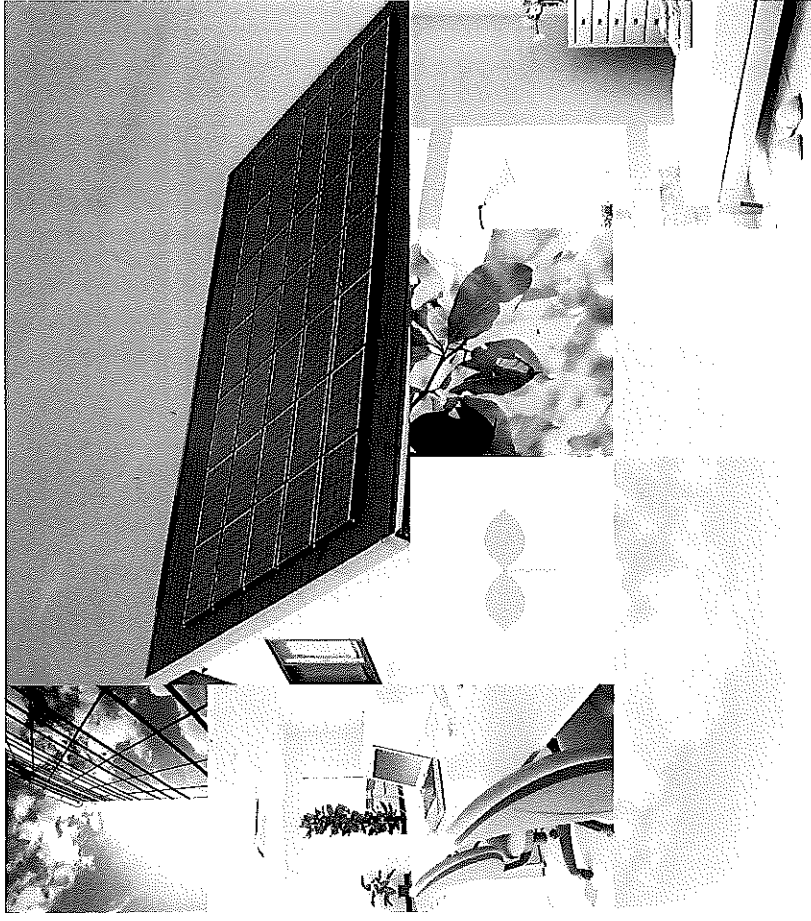
- (一社)日本サステナブル建築協会 (JSBC)
  - 低炭素建築物新築等計画の認定制度——  
(低炭素建築物認定制度関連リンク集、法律の概要、認定制度の概要、認定基準の概要等)  
<http://lowenergy.jsbc.or.jp/csib/portal/index.html>
- 国土交通省
  - 低炭素建築物認定制度関連情報——  
(関係法令、規制へのリンク、認定基準の概要等)  
[http://www.mlit.go.jp/utakukentiku/house/utakukentiku\\_house\\_tk4\\_000065.html](http://www.mlit.go.jp/utakukentiku/house/utakukentiku_house_tk4_000065.html)
  - 改正省エネルギー法関連情報——  
(関係法令、届出様式等)  
[http://www.mlit.go.jp/utakukentiku/build/utakukentiku\\_house\\_tk4\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/utakukentiku/build/utakukentiku_house_tk4_000005.html)

- (独)建築研究所
  - 住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報——  
(一次エネルギー消費量算定プログラム、算定プログラムの解説、基準の解説および参考資料等)  
<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>
- (一社)住宅性能評価・表示協会 (評価協会)
  - 低炭素建築物認定制度について——  
(所管行政の検査、技術的審査について、申請の手引き、Q&A等)  
<http://www.hyokakyokukai.or.jp/teianso/index.php>

低炭素建築物の認定制度のお問い合わせ:

低炭素建築物新築等計画の認定基準に関する相談窓口  
0120-882-177 (相談対応時間 9:30~17:30 (土・日・祝日は除く))  
E-mail: q30ene@jsbc.or.jp  
監修: 国土交通省 住宅局 住宅生産課 発行: 一般社団法人日本サステナブル建築協会 (JSBC)

# エコまち法に基づく 低炭素建築物の 認定制度の概要



エコまち法: 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年12月施行)

緑



# 都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)の概要

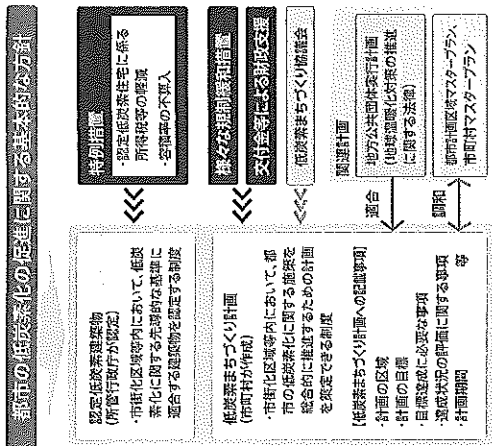
## 法律制定の背景

東日本大震災を契機としてエネルギーの需給が変化し、国民のエネルギー利用や地球温暖化問題に関する意識が高まっており、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土・地域づくりを推進することが重要な課題となっております。

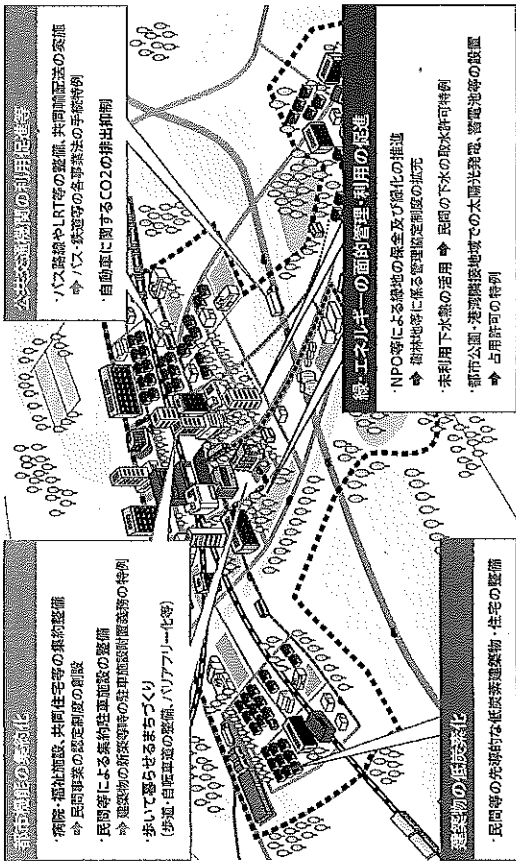
その中でも特に「都市」は、人口が集中し、建築物や自動車に由来して多くの二酸化炭素が排出される地域となっており、わが国における二酸化炭素の総排出量のうち、都市における社会経済活動に起因することが大きい家庭部門や、業務部門などの排出量が5割程度を占めており、都市における低炭素化を促進するため取組を進めていくことが急務となっております。

このため、都市機能の集約やそれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化等の施策を講じることにより、地域における成功事例を蓄積し、その普及を図ることを目的とした、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定され、平成24年12月に施行されました。

## 法律の概要



## 低炭素まちづくり計画のイメージ



低炭素建築物ってなに? メリットは?

## 低炭素建築物とは?

### 低炭素建築物

エコまち法で定める低炭素建築物とは、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている、市街化区域内等に建築される建築物を指します。

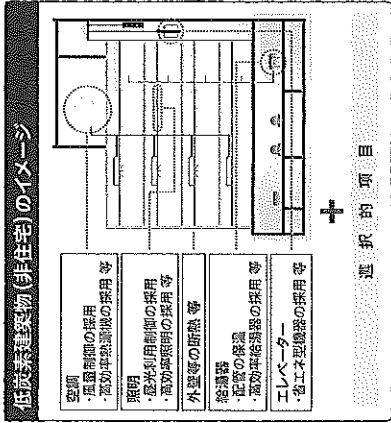
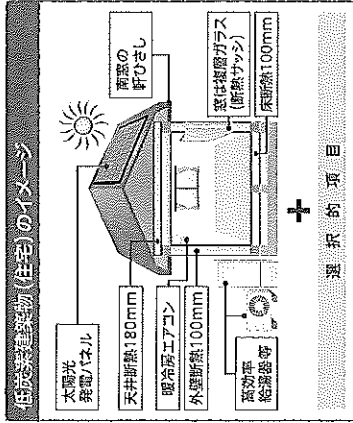
- ① 省エネルギー基準を超える省エネルギー性能を持つこと、かつ低炭素化に資する措置を講じていること
- ② 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らし合わせて適切であること
- ③ 資金計画が適切なものであること

④の省エネルギー基準を超える省エネルギー性能とは、外皮の熱性能及び一次エネルギー消費量の基準について一定以上の性能を有することをいいます。

上記①～④のすべてを満たす建築物について、所管庁長官(都道府県、市または区)に認定申請を行うことにより、低炭素建築物としての認定を受けることが可能です。

※7ページQ5をご参照ください。

### 低炭素建築物のイメージと優遇措置



**税制優遇(住宅)**

居住年	所得税(ローン控除)	所収税(低炭素)
H25年~H26年3月	300万円(一般200万円)	最大控除額
H26年4月~H29年3月	500万円(一般400万円)	65万円
登録免許税等引き下げ(～H26年3月)		移転登記
保存登記	0.1%(一般0.15%)	0.1%(一般0.3%)

**融資(住宅)**

住宅ローン(フラット35)において、一定期間、借入金利を引き下げる

**【フラット35S】** (金利Aプラン)適用 (当初10年間0.3%引下げ)

**控除率の不課税**

低炭素化に資する設備(再生利用可能エネルギーと連系した蓄電池、コージェネレーション設備等)について、通常の建築物の床面積を超える部分は、控除率算定時の延べ面積に算入されません。(1/20を限度)

**融資(非住宅)** 平成25年度予算成立日以降に実施

- 貸付主体: 日本政策金融公庫
- 貸付対象: 低炭素建築物(非住宅)の新築等を行う者
- 資金使途: 低炭素建築物の新築等に要する設備資金(躯体整備費用、設備設置費用等)
- 償付期間: 15年以内(償還期間2年以内)
- 利率等: 特別利率の優遇

※日本政策金融公庫が定める特別利率-0.65%  
(特別利率は、返済期間や担保の有無等によるので、案件毎に確認が必要)

# 低炭素建築物の認定基準について

## 低炭素建築物の認定基準

※ 下表の地、気候的な方針に照らし合わせて適切であること、資金計画が適切なるものであることを満たす必要がります。

### 定量的評価項目(必須項目)

- 外皮の断熱性能
- 一次エネルギー消費量  
(一次エネルギー消費量△10%を超える省エネルギー性能)

### 選択的項目

- 低炭素化に資する措置を2項目以上講じること等

+

## 定量的評価項目(必須項目)

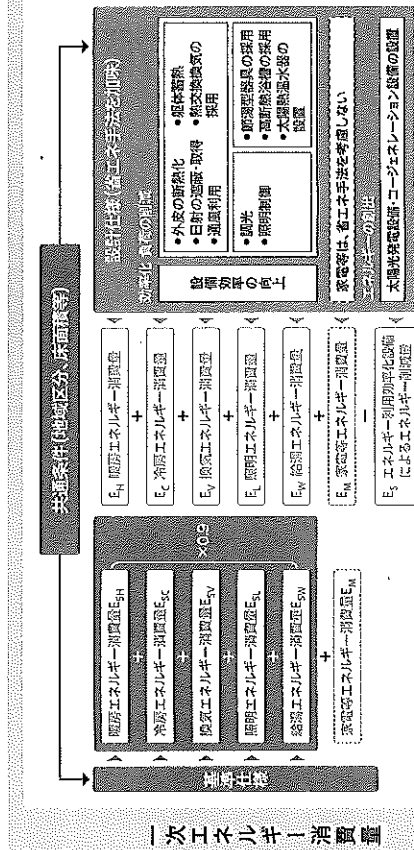
● 外皮の断熱性を評価する指標<sup>※1</sup>

$$\text{外皮の断熱性能} = \frac{\text{外皮平均熱貫流率}(U\text{値})}{\text{外皮表面積}} \times 100$$

$$\text{外皮の断熱性能} = \frac{\text{冷房期の平均日射熱取得率}(\eta\text{値})}{\text{単位日射熱取得量}} \times 100$$

※1 地域区分によっては、評価対象外となります。

## 年間熱負荷係数(PAL)



一次エネルギー消費量とは?

化石燃料、原子力燃料、水力・太陽光など自然から得られるエネルギーを「一次エネルギー」、これらを変換・加工して得られるエネルギー(電気、灯油、都市ガス等)を「二次エネルギー」といいます。建築物では二次エネルギーが多く使用されており、それぞれ異なる計量単位(kWh、ℓ、MJ等)で使用されています。それを一次エネルギー消費量へ換算することにより、建築物の総エネルギー消費量を同じ単位(MJ、G)で求めることができるようになります。

## 選択的項目

① 節水に資する機器を設置している。以下のいずれかの措置を講じていること。

- ・設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用している。
- ・設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用している。
- ・食器洗い機を設置している。

② 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備を設置している。

③ HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)又はBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を設置している。

④ 太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれと連系した定置型の蓄電池を設置している。

⑤ 一定のヒートアイランド対策を講じている。

- 以下のいずれかの措置を講じていること。
- ・緑地又は水面の面積が敷地面積の10%以上
- ・日射反射率の高い舗装の面積が敷地面積の10%以上
- ・緑化を行う又は日射反射率の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上
- ・壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上

⑥ 住宅の劣化の軽減に資する措置を講じている。

⑦ 木造住宅若しくはフライアシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用している。

⑧ 高炉セメント又はフライアシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用している。

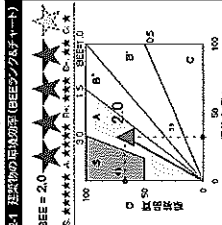
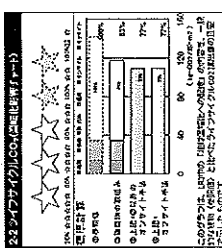
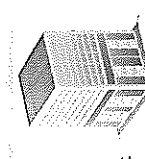
または

標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるもの。

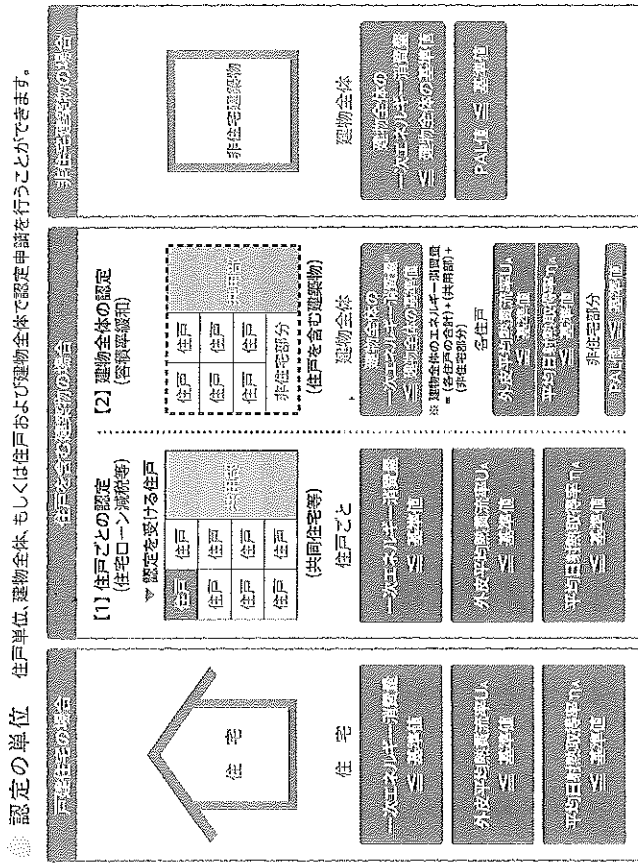
評価手法としてCASBEFを採用した場合の評価例▶

左記の①、③項目の2つ以上に該当

左記の条件に該当

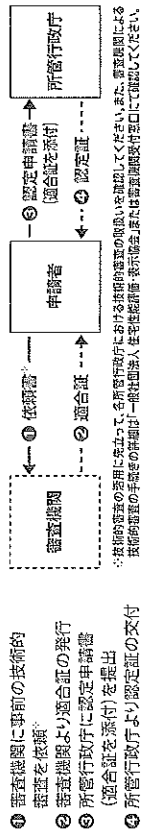


# 低炭素建築物の認定手続きについて



## 手続きの流れ

フロー図の①～④の順番に手続きが進みます。



## 申請に必要な書類

- 認定申請書 (様式第5) 申請者が作成し、所管行政庁に提出。
- 添付図書
  - 設計内容説明書 認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。設計内容等を記載したもの。
  - 各種図書 認定申請する対象建築物が、申請書に添付された設計内容説明書のとおり設計されていることを確認するための書類。(一次エネルギー消費量の計算書、外皮平均熱貫流率、平均日射取得率、PALL計算書等。)
  - その他必要な書類 (所管行政庁が必要と認める図書)
  - 審査機関の技術的審査をあらかじめ受けてきた場合における当該機関が発行する適合証等。
  - 建築確認に關する申請図書  
 法第54条第2項により認定申請と併せて建築確認申請を行う場合には、建築確認の申請図書も提出。

## Q&A

**Q1. 低炭素建築物認定の申請窓口はどこで調べることができますか？**

**A1** 住宅性能評価 表示協会のホームページ内の認定検索システム  
 (<http://www.hyoukakyokai.or.jp/teitanso/gyosei.php>)にて、住宅の建設地を入力すると所管行政庁名や活用可能な事前審査機関名などを確認することができます。

**Q2. 申請手数料はどのくらいですか？**

**A2** 所管行政庁ごとに手数料を定めていますので、申請される所管行政庁にお問い合わせください。

**Q3. 認定申請は着工後でも可能ですか？**

**A3** 認定申請は、着工前に所管行政庁に行う必要があります。

**Q4. 認定申請書類はどちらで入手できますか？**

**A4** 認定申請書類については、申請される所管行政庁や審査機関にお問い合わせください。

**Q5. 市街化区域等内とはどのような区域ですか？**

**A5** また、上記以外の区域でも申請は可能ですか？  
 都市の低炭素化の促進に関する法律第7条に規定されている区域で、市街化区域(区域区分に関する都市計画が定められていない場合は、用途地域が定められている区域)になります。また、上記以外の区域での申請はできません。

**Q6. 低炭素建築物と長期優良住宅の両方の認定を受けることはできますか？**

**A6** 低炭素建築物、長期優良住宅のそれぞれについて認定申請し、認定を受けることは可能です。なお、税制優遇については、いずれかの認定を選択して適用することとなりますが、所得税の特例については低炭素建築物の認定、固定資産税の特例については長期優良住宅の認定というように税目が異なる場合に使い分けすることは可能です。

**Q7. 認定建築主または建築物の名義が変わった場合、変更認定の手続きはどうなりますか？**

**A7** 認定建築主または建築物の名義が変更になった場合、変更認定の手続きは不要ですが、その旨を所管行政庁に報告してください。